

# 共生型サービスについて

# 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

## ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



## ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
  - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
  - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

## ○訪問系サービスに係る共生型サービスについて

- 介護保険サービスにおける訪問介護等の指定を受ける場合の基準に特例が設けられ、障害福祉サービスの指定を受けていれば、基本的に介護保険(共生型)の指定を受けることができるようになります。(H30.4.1施行)
- 障害福祉サービスの利用者が65歳に到達すると原則として介護保険に切り替わることになるため、これまでと同じ事業所を継続して利用することができるよう、共生型訪問介護等の指定を受けてくださるようご検討をお願いします。
- 障害福祉サービス事業のみ行っている事業者様におかれましては、介護保険サービスへの事業参入もお願いいたします。